

第68号議案

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	383,500円
2	432,200円
3	483,700円
4	551,500円
5	626,100円
6	712,400円
7	789,000円

第8条中「第20条の」を「第18条第2項の」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の90」を「100分の95」に、「100分の175」と、給与条例第20条中「第17条及び第18条」とあるのは「第17条」を「100分の80」と、給与条例第18条第2項中「合計額に、規則」とあるのは「合計額に、特定任期付職員にあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20（号給が1号給又は2号給である特定任期付職員にあつては、100分の15）を乗じて得た額を加算し、その合計額に規則」と、「、扶養手当の月額及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、「100分の117.5（職務の級が4級である職員にあつては100分の137.5とし、職務の級が5級である職員にあつては100分の147.5とする。）」とあるのは「100分の112.5」に改める。

第9条第1項中「、第16条の2、第18条及び第18条の2」を「及び第16条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定（同条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の90」を「100分の95」に改める部分を除く。）及び第9条第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。